

## 「市民文化活動」助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市渡辺翁記念会館及び宇部市文化会館（以下「两会館」という。）をはじめ宇部市内において開催される文化事業で、宇部市文化創造財団（以下「財団」という。）の目的に合致する文化事業に対し、助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び団体)

第2条 助成の対象となる文化事業（以下「助成対象事業」という。）は、次項に規定する団体が、当該年度内に開催する多くの市民の来場や参加が見込まれる舞台芸術の公演、展示その他の文化的事業（宗教的又は政治的な活動を伴うものを除く。）で、次の各号の一つ以上に該当するものとする。

また、自己負担金5万円以上かつ総事業規模が40万円以上の事業を対象とする。

- (1) 次世代の文化を担う子どもたちや文化活動に取り組む市民の技能などの向上に確実に繋がるワークショップなどの開催を伴う文化事業
- (2) 複数のジャンルが融合した内容で斬新的・創造的な文化事業
- (3) 他地域ではない取り組みで、地域の住民や団体が主体となり、地域全体を上げて開催することで、地域における文化によるまちづくりを先導する特色ある文化事業
- (4) 市及び財団が重点的に取り組んでいる施策と連動・連携しようとしている文化事業
- (5) その他、財団が支援し、事業の定着や拡充を図っていくことが望ましい、新鮮で独創性のある文化事業

2 前項の団体とは、助成事業の趣旨に賛同する、原則として、市内に主たる事務所を設置している団体とし、営利を目的とした法人を除く次の各号の一つ以上に該当する団体をいう。

- (1) 市民で構成されたボランティア団体、NPO法人その他市民活動団体（構成員過半数が宇部市民であり、主たる活動拠点が市内であるものを含む。）
- (2) その他財団理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた団体
- (3) 過去に2度、自己の都合により助成の採択を受けた事業を取り下げた団体は対象から除く。

(助成の内容)

第3条 助成の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予算の範囲内における助成金の交付。
- (2) 当財団情報誌「イベントガイド」及びホームページへの掲載並びに宇部市文化会館でのポスターの掲示による周知。
- (3) 入場チケットの販売。（宇部市文化会館での販売に限る。ただし手数料は無料。）
- (4) 事業実施のための知識、ノウハウ等の提供、市等の関連部署の協力が必要な場合の関連部署への橋渡し。
- (5) 平成29年度については、記念会館で実施する事業に限り、記念会館の会場利用料(リハーサル分を含む。)を全額免除する。ただし、附属設備利用料、電気利用料及び冷暖房利用料は除く。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内かつ自己負担金の範囲内とし、また上限20万円以内とする。

ただし、財団が、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなるなどの波及効果が大きく期待できると認めた事業については、この限りではない。

2 前項の助成対象経費とは、助成対象事業に要する経費と認められるもので主に別記1に掲げるものとし、別記2に掲げる経費は対象外とする。また、別記3に掲げる経費については経費として掲げることは出来ない。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、助成申請書(様式1)、収支予算書その他必要な書類を理事長に提出しなければならない。

また、財団が行う募集説明会へ必ず参加しなければならない。

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条の規定により書類の提出を受けたときは、助成に係る審査及び選考を行う選定委員会を設置し、当該選定委員会の選定結果を尊重して、助成の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の選定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事業内容の変更)

第7条 前条第2項の規定により助成を行う旨の通知を受けた申請者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象事業の内容の変更又は総額の30%を超える事業費の変更が生じたときは、事業内容変更申請書(様式2-1)を遅滞なく理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を精査の上、特に問題がないと認めたときは、当該申請書を提出した助成対象者に事業内容変更承認書を送付するものとする。

(助成申請の取り下げ)

第8条 助成対象者は、自己の都合により助成対象事業を取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、速やかに助成申請取り下げ書(様式2-2)を理事長に提出しなければならない。

2 申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成の決定はなかったものとみなす。また、第9条に定める期限までに、事業実績報告書の提出又は助成申請の取り下げがなく、催告してもなお回答がないときも同様とする。

(事業の実績報告)

第9条 助成対象者は、助成対象事業が終了したときは、当該終了した日から30日以内または平成30年3月31日までに実績報告書(様式3)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を精査の上、特に問題がないと認めたときは助成金額を確定し、助成対象者に助成金交付決定通知書を送付するものとする。

(助成金の交付)

第10条 前条第2項の規定による助成金交付決定通知書を受けた助成対象者は、助成金交付請求書(様式4)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により適法な請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成の取消し、返還等)

第11条 理事長は、助成対象者が申請した内容に虚偽の事実が判明したときは、助成の決定を取り消し及び交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

別記1 助成対象経費
○謝金 ○旅費 ○消耗品費 ○印刷製本費 ○通信運搬費 ○広告宣伝費 ○手数料 ○委託料 ○使用料及び賃借料 など

別記2 助成対象とならない経費
○食糧費 ○旅費(必要と認められない旅費) など

別記3 申請書に記入できない経費
○事務所維持・管理運営費(家賃、電話代など) ○役員報酬 ○備品購入費 ○交際費 など

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。